

ごみ減量施策等の推進について(第1次答申)素案に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

ごみ減量施策等の推進について(第1次答申)素案

2 意見の募集期間

平成25年12月2日(月)から平成26年1月6日(月)まで

3 意見の募集結果

① 提出者数・意見数	2人	4件
② 提出方法	直接持参	1人 2件
	郵送	0人 0件
	FAX	0人 0件
	Eメール	1人 2件
③ 政策等に反映した意見		0件

4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
ア ごみ減量還元制度について			
1	ごみ減量還元制度の廃止について大いに賛成です。 (同意見 1件)	本素案の内容に賛同するご意見として承ります。	修正無し
ウ 指定ごみ袋無料配布数の見直し等について			
1	ごみ袋は有料化(全量)して、ごみ袋の節約をはかること。	市が行う一般廃棄物の処理(役務)手数料を市民から徴収するためには、地方自治法第227条の要件に該当することが必要です。 地方自治法は、手数料を徴収できる場合とは、『特定の者のためにすること』を要件としています。 他の自治体では、指定ごみ袋の料金に一般廃棄物処理費用を上乗せしている例も、多く見られます。しかし、指定ごみ袋制度は、一般廃棄物の排出を指定ごみ袋で行うことを義務付けるものですので、市民全員に対する役務の提供になり、このような形では、手数	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
		料を徴収することはできないと、市では考えています。 このため、市では、家庭廃棄物について、市長が定める量以内までは無料とし、多量排出者については、『特定の者』に該当しますので、手数料を徴収することとしています。 以上のことから、素案の修正は行いません。	
2	26年度120枚、27年度110枚とし、28年度以降は減量の進捗状況を踏まえて検討することを提案します。120枚は一年間だけで十分です。	素案では、平成28年度以降については、野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の最終年度である平成33年度までにごみ減量30%を実現するため、今後のごみ減量対策の進捗状況を踏まえ、順次、削減する。としております。 これは、適正なごみ減量の範囲を超える場合は、法に抵触する疑いがあるため、市民がごみの3Rにより適正にごみ減量を行っても、排出せざるを得ない量を見極める期間が必要であると考えているからです。 以上のことから、素案の修正は行いません。	修正無し